

質問に対する回答

業務名 八幡平市立病院給食調理業務

No	質問項目	質問内容	回答内容
1	八幡平市立病院給食調理業務仕様書	8 委託費の支払 (3)項について 緊急時に備えて常時確保する予備食について、実際に提供されなかった分についても請求対象となるかご教示ください。	毎食1食分を予備食として準備するものとし、実際に提供されなかった場合であっても、当該予備食は請求対象とします。
2	八幡平市立病院給食調理業務仕様書（業務内容分担表の詳細）	16 非常事態 (3)項について ①契約終了時、貴院における災害対策の継続性を担保するために、特殊非常食に限らず全ての非常食在庫（賞味期限内のもの）を貴院にて買い取っていただくかご教示ください。	契約終了時の非常食在庫について、当院での買い取りは考えておりません。仕様書に基づき、備蓄一覧表に定める必要数を確保の上、当院へ引き渡していただくものとします。
3		②貴院が保有する非常食について、受託者が担う賞味期限管理および入替え対応の具体的な対象範囲をご教示ください。また、病院食提供に必要な数量を超える備蓄分についても、受託者が管理および入替え対応を行う想定でしょうか。	対象範囲は、備蓄一覧表に記載する非常食とします。 備蓄一覧表に記載する非常食は当院が購入するものであり、受託者において賞味期限及び在庫数量を管理し、賞味期限が近いものについては病院食として使用した上で、必要数を補充していただくものとします。 なお、受託者に管理及び入替え対応を求める範囲は、備蓄一覧表に記載する数量とします。
4		③非常食の主食について、非常用電源を活用した炊飯設備の運用が可能な場合、備蓄内容の見直しを含む代替提案は可能でしょうか。また、更新頻度の長期化や管理負担軽減を考慮した提案も認められるかご教示ください。	非常事態においては、非常用電源が使用できない場合も想定していることから、非常用電源による炊飯設備の使用を前提として、非常食の備蓄内容を変更する代替提案は認めません。 なお、更新頻度の長期化や管理負担の軽減に関する提案については、仕様書に定める必要な非

			常食の数量及び非常時に確実に食事を提供できる体制を確保することを前提として提案することは可能です。
--	--	--	---